

別表（第2条関係）

補助事業名	初任者の訪問看護職員に対する研修補助事業
補助事業の目的	訪問看護ステーション等において、初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対する研修実施に必要な経費を補助することにより、訪問看護ステーション等のサービス対応力の向上を図る。
補助事業の対象となる者	初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を実施する兵庫県内の訪問看護ステーション等
補助事業の対象となる経費	初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対して研修を行うために必要な人件費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）
補助率	1/2
補助金の額	<p>1 「補助基準額」と「対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額」とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 1により選定された額に補助率(1/2)を乗じて得た額を交付額とする。 (1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) ただし、予算の範囲内とする。</p> <p>【補助基準額】 初めて訪問看護業務に従事する看護職員1名につき220千円。</p> <p>※1 研修期間は6ヶ月 ※2 初めて訪問看護業務に従事する看護職員は、当該訪問看護ステーション等に入職後1年以内の看護職員</p>
適用除外する条項	第22条第2項
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 初任者の訪問看護職員に対する研修補助金所要額調書(様式1-1) 事業計画書(様式1-2)
	(指定期日) 別途通知する。
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 事業区分毎に配分された経費相互間の20%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 別途通知する。
第 1 1 条	(添付書類) 初任者の訪問看護職員に対する研修補助金精算調書(様式2-1) 事業実績報告書(様式2-2)
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日
第 1 9 条 第 1 項	<hr/>